

日本共産党 目黒区議会議員

こんにちは

いも かわ

芋川 ゆうき

区政報告

住所：目黒区南3丁目在住 TEL：090-4206-2048

お問い合わせ ☐ <imokawa007@gmail.com>

81号



芋川ゆうきブログ

コロナ禍の滞納対策はどうあるべきか

目黒区は2020年度 財産差し押さえ 666件

「丁寧に対応する」と答弁しているが

具体的な対応に区民からは疑問の声も。

先日、日本共産党目黒区議団に区民からの相談がありました。その区民は給与の差し押えがされ、生活ができなくなってしまうということでした。窓口の対応では、丁寧な対応を行うと言いますが、実際には生活実態が十分に考慮されない対応です。

東京都が公表している昨年度の都民税（住民税の一部）の財産差し押さえ件数は36,909件で、その内目黒区は666件になります。

自治体が令状なしで差し押さえできる 強制徴収公債権

一般的に自治体は、強制徴収公債権である、住民税や国民健康保険料、介護保険料などの滞納があった場合は色付きの封筒などで督促や催告を送ります。さらに期限を過ぎた場合には財産調査を行い、差し押さえを行います。これが滞納処分です。

目黒区は平成27年度から滞納対策課が設置され、現在、この滞納対策が強化されています。区は、区民へ気づきを与えるため、早期対応を行っていると言います。その一方で、実際には丁寧な対応を心掛けるとしていながらも、窓口で滞納金納入相談をした区民からは、月々2万円か1万円かどちらにしますか？のような。生活実態を十分に聞かれない対応をされたとのことでした。

区が行う 「財産調査の権限」 具体的にどのように行うのか

自治体には、強制徴収公債権に関してのみ自立執行権という非常に強い権限を持っています。また、滞納処分を行うためには、その前提として財産の調査を行わなければなりません。そのため、強制徴収公債権には、滞納者に対して「質問・検査」する権限と、滞納者の住居などに立ち入って「搜索」する権限が付与されています。裁判所の令状なしに家宅搜索ができるのです。さらに、そこで換金などができる動産などがあればその場で差し押さえることができます。

現在、目黒区がどのようにして財産調査を行っているのか、細かいことはわかりません。また、実際に差し押さえを受け、窓口相談をした区民は柔軟な対応ではないと言います。

国民健康保険や介護保険など 社会保障受給権は人権

区は滞納対策の対応についての質問には、丁寧な対応、柔軟な対応を行う。と答弁をします。しかし、実際にはそうではありません。そもそも国民健康保険や介護保険などは社会保障の受給をする権利である、いわば人権です。ことさら慎重に対応するとともに、コロナ禍において、平時とは違う、柔軟な対応をしなければいけません。

高齢者福祉住宅の申し込みを行っています。

目黒区立高齢者福祉住宅とは

本人が自立して居宅生活ができるかた向けの住宅です。毎年一回、空き家が生じた場合に入居できる「空き室待ち使用予定者」を募集します。

応募資格に該当するかたの中から抽選により「空き室待ち使用予定登録者順位」を決定し、空き室が生じた住宅を順次案内するものです。

※空き室が生じた住宅を案内するとのことで、住宅の指定や選択はできないものとしています。

●募集期間

・1月25日(火)～2月7日(月)まで

●募集登録者数(空き室待ち使用予定者)

・単身用 20戸 ・世帯用 5戸

■応募資格

①自立して日常生活ができるかた

②2月7日時点で満65歳以上であること。

③原則として、2年以内に家主の廃業または建て替えによる現住宅の立ち退き、または「住宅環境が劣悪である」ことにより、現在住宅に困窮していること。

④所得要件あり。(詳しくは下記連絡先まで)
などです。

※申し込み方法

目黒区総合庁舎本館2階 高齢福祉課 の窓口で受け付けしています。

申込み締め切り:2月7日(月)17時まで

お問い合わせ先 高齢者福祉住宅・施設係

●電話:5722-9403

来庁が困難な方は、上記連絡先までご相談ください。困ったら、芋川まで連絡下さい。

●月後までに退去してください 住みたくても住み続けられない 【地域のなかの相談】

「住みたくても住み続けられない」区民からの切実な相談です。

その区民の方は住んでいる物件が老朽化しているとし(築40年程度)、オーナーから退去の依頼の文章が渡されたそうです。

しかし、新しい物件の紹介もなく、一切の金銭的な補償も提示されていないのです。

この住居に住んでいる人のなかには、退去依頼の文章が渡される1か月前に契約更新したばかりの人もいます。

複数の住民に話をきくと、「終の棲家として考えていた、住まいがなくなるかと思うと不安で夜も眠れない。」「まだ40年くらいの物件で、特に老朽化も見られない、方便だ。」「高齢者には家を貸してくれない」などの声。

今後、弁護士も交えて対応していきます。

困ったことがありましたらご相談ください。